



第28回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時	2021年4月28日（水曜日）午前10時 受付開始：午前9時
開催場所	札幌市中央区北1条西11丁目1番地 ロイトン札幌 3階 「ロイトンホール」
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次	
株主の皆様へ……………	1
第28回定時株主総会招集ご通知……………	2
株主総会参考書類……………	3
(提供書面)	
事業報告……………	10
計算書類……………	24
監査報告……………	34

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、次ページをご確認くださいませよう、お願い申し上げます。
なお、今回の定時株主総会ではお土産品の配布はありません。

株主の皆様へ

当社第28回定時株主総会 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、下記対応を取らせていただきますので、事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・株主総会の運営に関わるスタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえで、マスクを着用して参加いたします。
- ・受付付近での混雑緩和のため、各種書類は会場内に準備いたします。
- ・会場内スペース（座席等）につきましては、余裕をもって配置する予定でございます。

2. 株主様へのお願い

- ・今回の株主総会におかれましては、事前の議決権行使をご検討ください。
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様には、受付で体温測定を実施させていただきます。
- ・マスク着用のうえ、ご来場くださいますよう、お願いいたします。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声がけさせていただく場合がございます。

4. その他

- ・本総会では、お土産品の配布はありません。

本総会会場において感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することは出来ません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身及び周囲への感染防止のために慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yamaokaya.com/>）に掲載させていただきます。

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年4月27日（火曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年4月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	札幌市中央区北1条西11丁目1番地 ロイトン札幌 3階 「ロイトンホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第28期（2020年2月1日から2021年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.yamaokaya.com/>)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 16円 配当総額 39,285,648円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年4月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	
第1条	(条文省略)
	(目的)
第2条	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
	1. ~8. (条文省略)
	(新 設)
	<u>9.</u> (条文省略)

変更案	
第1条	(現行どおり)
	(目的)
第2条	(現行どおり)
	1. ~8. (現行どおり)
	<u>9.</u> 農産物の生産、加工及び販売
	<u>10.</u> (現行どおり)

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため2名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	やまおか 山岡 正	代表取締役社長	再任
2	いちよし 一由 聡	専務取締役営業本部長	再任
3	あらか 荒谷 健一	取締役管理本部長	再任
4	おおた 太田 真介	財務経理部長	新任
5	きむら 木村 敏彦	人事総務部長	新任

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者

候補者番号

1

やま おか
山 岡ただし
正 (1955年5月21日)

所有する当社の株式数	994,000株
在任年数	28年
取締役会出席状況	21/21回

再任

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1974年 4月	自衛隊入隊	1980年 2月	㈲丸千代商事代表取締役社長
1978年 1月	自衛隊除隊	1993年 3月	当社代表取締役社長(現任)
1978年 3月	㈱エヌ・ジー・シー入社		

取締役候補者とした理由

候補者は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、当社設立から28年経営全般を牽引しており、当社の営業戦略、マネジメントや業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いち よし
一 由さとる
聡 (1970年6月25日)

所有する当社の株式数	43,400株
在任年数	19年
取締役会出席状況	21/21回

再任

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1994年 6月	㈲丸千代商事入社	2012年 2月	当社取締役営業本部長
1997年 3月	同社取締役営業部長	2012年 9月	当社取締役営業本部長兼 第一営業部長
2002年 2月	当社取締役営業部長	2013年 3月	当社専務取締役営業本部長兼 第一営業部長
2008年 3月	当社取締役購買部長	2015年 8月	当社専務取締役営業本部長兼 第二営業部長
2010年 6月	当社取締役人事総務部長兼 経営企画室長	2017年 3月	当社専務取締役営業本部長 (現任)
2011年 8月	当社取締役経営企画室長兼 営業副本部長		

取締役候補者とした理由

候補者は、当社に入社後、主に営業部門に従事しており、現在は営業本部長として当社の営業戦略、マネジメントや業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

あら や けん いち
荒谷 健一 (1979年1月8日)

所有する当社の株式数…………… 7,000株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 21/21回

再任

〔略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕

2004年4月	当社入社	2015年4月	当社管理本部人材開発部部长
2009年9月	当社営業本部関東第二営業部SV	2017年4月	当社取締役管理本部長兼 人材開発部長
2011年8月	当社西日本営業部部长		
2014年9月	当社第二営業部部长	2021年2月	当社取締役管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、当社に入社後、営業部門や人事部門に従事しており、現在は管理本部長として当社のマネジメントや業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

おお た しん すけ
太田 真介 (1973年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 3,600株
在任年数…………… -
取締役会出席状況…………… -

新任

〔略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕

1994年4月	(株)セイコーマート入社	2008年3月	当社財務経理部長
1999年7月	千葉登税理士事務所入社	2012年2月	当社管理本部財務経理部長兼 経営企画室長
2001年2月	(株)アイティ・コミュニケーションズ入社	2017年4月	当社管理本部財務経理部長 (現任)
2003年3月	当社入社		

取締役候補者とした理由

候補者は、財務経理に豊富な知識と経験を有し、当社に入社後は一貫して財務経理やIR業務を担当しており、当社の財務戦略に寄与しております。このことから、主に財務経理の面から当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

木村 敏彦 (1957年11月25日生)

所有する当社の株式数…………… 500株
 在任年数…………… —
 取締役会出席状況…………… —

新任

【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

1981年 4月	(株)ナシオ入社	2001年 8月	当社人事総務部長
1999年 5月	(株)ビーエーツーコーポレーション入社	2012年 2月	当社管理本部人事総務部長 (現任)
2001年12月	(株)タスコシステム入社		
2005年 5月	当社入社		

取締役候補者とした理由

候補者は、総務業務に豊富な知識と経験を有し、当社に入社後は一貫して人事総務業務を担当しており、当社の経営管理業務を統括しております。このことから、主に経営管理の面から当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、新たに取締役候補者いたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令等に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お だ ぎ り り ょ う じ
小 田 切 良 司 (1961年2月13日)

所有する当社の株式数…………… 一株

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 3月	北海道労働行政事務代行所入所	2007年12月	小田切労務行政事務所所長 (現任)
1990年 4月	カプトデコム㈱入社	2008年 5月	労働保険事務組合MK 経営労務 センター理事長 (現任)
1994年 3月	池戸経営会計事務所入所		
2002年 3月	行政書士小田切良司事務所所長		
2004年11月	㈱オフィス・ノア代表取締役 (現任)		

【重要な兼職の状況】

㈱オフィス・ノア代表取締役
小田切労務行政事務所所長
労働保険事務組合MK 経営労務センター理事長

補欠の社外取締役候補者とした理由

候補者は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、行政書士としての知見や経験及び労務関連の知見を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小田切良司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小田切良司氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。

以上

提供書面

事業報告 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大のため、2020年4月に政府より緊急事態宣言が発出され、国内消費は大きく落ち込みました。同宣言解除後は経済活動が段階的に再開し、政府主導の景気対策（Go To キャンペーン事業等）も講じられていましたが、依然として感染拡大は収束しておらず、第二波、第三波による影響から、2021年1月に1都2府8県を対象とする緊急事態宣言が再発出されるなど感染終息時期が見通せず、経済活動の回復の足取りは鈍いままとなっております。

外食産業におきましては、2020年4月の同宣言解除後は経済活動が徐々に再開しつつありましたが、冬季到来に伴い同感染症の再拡大を受け、感染拡大防止のため休業あるいは営業時間短縮を余儀なくされております。また、ランチメニューの拡充及びテイクアウト商品の強化などに取り組んでいるものの、中食との競争は一層激化の一途をたどり、さらに消費者の外出自粛やソーシャルディスタンス（社会的距離）による客席数の減少などにより、極めて厳しい経営環境が続いております。



このような状況下、当社では「感謝」という全社スローガンのもと、当事業年度におきましては、ご来店いただくお客様、従業員、取引先など様々なステークホルダーの皆様へ感謝し事業の発展を推進し、更にQSC（商品の品質、サービス、清潔さ）の向上を最重要課題とし、様々な施策に取り組んでまいりました。なお、当事業年度の新規店舗展開は東北地区1店舗、関東地区1店舗、東海地区1店舗、北陸地区2店舗、信越地区に2店舗の出店を行いましたが、2店舗の閉店を行い、当事業年度末の店舗数は167店舗となりました。

売上高につきましては、お客様に選んでいただける店舗作りを目的として、スタンダードオペレーションの徹底、QSC（商品の品質、サービス、清潔さ）の向上を目的とした従業員トレーニングにつきましては、トレーニングセンターを新たに開設し内容を充実して実施しております。また、社内コンテストの開催、期間限定メニューの定期的実施、モバイルコンテンツを使用した販売促進策やSNSを利用した新店オープン、新商品販売のご案内などのブランディングによる来店動機の喚起などを行っております。さらに同感染症拡大防止に向けた取り組みとして、全店舗従業員の毎日の健康チェックの実施、マスク着用及びアルコール消毒の徹底、消毒液の設置、飛沫感染防止用間仕切りの設置など、感染予防対策を通じて既存顧客の満足度や安心感の向上と新規顧客の獲得に努めております。しかしながら、同感染症拡大防止に伴う営業自粛や休業もあり、売上高は計画を下回ることとなりました。

コスト面につきましては、需給バランスに伴う原材料価格の変動も見られるため、引き続き厳格なロス管理を行っております。人件費につきましては、時給単価上昇の影響が継続しておりますが、適切なワークスケジュール管理を行い適正化に努めております。エネルギーコストにつきましては、設備使用の適正化により削減を進めております。主要コストを含めその他店舗管理コストにつきましても、引き続き徹底した効率化を図っておりますが、当事業年度につきましては、同感染症拡大防止に伴う営業自粛や休業もあり、販売費及び一般管理費は計画内に収まることとなりました。

その結果、当事業年度の売上高は14,265,342千円（前期比1.1%増）、営業利益は322,728千円（前期比47.2%減）、経常利益は374,109千円（前期比43.5%減）となりました。また、特別損失において、6店舗の減損処理を行ったことなどから固定資産除却損及び減損損失などを140,444千円計上したことにより、当期純利益は141,930千円（前期比48.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は389,501千円であります。

その主たるものは、7店舗の新規出店の設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として金融機関より長期借入金として850,000千円の調達を実施いたしました。

また、総額350,000千円の社債（私募債）を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第25期 (2018年1月期)	第26期 (2019年1月期)	第27期 (2020年1月期)	第28期 (当事業年度) (2021年1月期)
売上高	(千円)	12,134,238	12,827,002	14,106,647	14,265,342
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(千円)	△15,887	32,855	277,068	141,930
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失 (△)	(円)	△6.53	13.51	114.47	58.64
総資産	(千円)	5,466,550	5,582,109	6,095,964	6,445,262
純資産	(千円)	1,511,472	1,492,928	1,778,299	1,914,126
1株当たり純資産額	(円)	621.04	614.31	717.29	758.47

(注) 「株式給付信託 (BBT)」制度に関する資産管理サービス信託銀行㈱ (信託E□) が所有する自社の株式は、第26期、第27期及び第28期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カस्टディ銀行に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の終息時期が見通せないことに加えて、同感染症を起因とする企業業績の悪化に伴う雇用や所得環境の悪化が続くなど、景気の先行きは不透明感がより一層強まる状況となっております。

外食産業におきましては、新しい生活様式に対応し、同感染症拡大防止への徹底した取り組みが求められる一方、テレワークなどの労働環境の変化やテイクアウト・デリバリーの導入による中食との競合の激化、物流コストの上昇など経営環境へのリスクも多く、依然としてとても厳しい環境が続いております。

このような状況下で、当社の対処すべき課題は、以下のとおりであると考えております。

- ① 全社スローガン「感謝」と経営理念の実践について
- ② 人材確保、育成レベルの向上、定着率の向上について
- ③ 主要食材の通期品質安定に向けた体制強化について
- ④ 収益性向上のための出店戦略強化について
- ⑤ 衛生管理体制の更なる強化について
- ⑥ 新型コロナウイルスへの各種対応について

(5) 主要な事業内容 (2021年1月31日現在)

ラーメン店の経営

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年1月31日現在)

本社	北海道札幌市
店舗	北海道地区 53店舗
	東北地区 15店舗
	関東地区 74店舗
	北陸地区 6店舗
	東海地区 17店舗
	関西地区 1店舗
	九州地区 1店舗

(7) 使用人の状況 (2021年1月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
387 (1,328) 名	16 (91) 名	40.2歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は()内に年間の平均雇用人員(1名当たり1日8時間換算)を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	240,000千円
日本生命保険相互会社	185,000
農林中央金庫	180,000
株式会社みずほ銀行	155,000
株式会社常陽銀行	144,991

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2021年1月31日現在)

- | | |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,876,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,469,000株 |
| ③ 株主数 | 4,614名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
山岡 正	994,000	40.48
山岡 江利子	173,400	7.06
丸千代山岡家社員持株会	97,800	3.98
(株)エヌ・ジー・シー	90,300	3.68
若杉 精三郎	66,300	2.70
和弘食品(株)	51,000	2.08
一由 聡	43,400	1.77
(株)日本カストディ銀行 (信託E口)	35,000	1.43
むさし証券(株)	20,500	0.83
みずほ信託銀行(株) (信託口)	20,300	0.83

(注) 1. 当社は、自己株式13,647株を保有しております。

2. 持株比率は自己株式13,647株を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式35,000株は含まれておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

株式給付信託 (B B T)

当社は、2018年4月26日開催の株主総会決議に基づき、2018年6月25日より、取締役 (業務執行取締役に限る。以下同じ。) に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託 (B B T)」 (以下、「B B T制度」という。) を導入しております。

B B T制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。なお、B B T制度に係る信託E口の2021年1月31日現在の保有株式数は35,000株であります。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2021年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山岡 正	
専務取締役	一由 聡	営業本部長
取締役	荒谷 健一	管理本部長兼人材開発部長
取締役（監査等委員）	坂本 尚幸	SCCコンサルティング株式会社代表取締役
取締役（監査等委員）	斉藤 世司典	株式会社オーバルマネジメント代表取締役 オーバル税理士法人代表社員
取締役（監査等委員）	渡辺 剛	NTS総合司法書士法人社員

- (注) 1. 監査等委員坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員坂本尚幸氏は会社経営者としての経験を有し、斉藤世司典氏は税理士の資格を有し、渡辺剛氏は司法書士法人の社員としての経験を有しており、3名の監査等委員とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。

(2) 取締役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の額	
			基本報酬 (千円)	業績連動型株式報酬 (千円)
取締役 (監査等委員を除く。)	3	64,500	64,500	—
取締役 (監査等委員)	3	10,440	10,440	—
(うち社外取締役)	(3)	(10,440)	(10,440)	(—)
合計	6	74,940	74,940	—
(うち社外役員)	(3)	(10,440)	(10,440)	(—)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額のうち、変動報酬については、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の基本報酬とは別枠で、3事業年度で146百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。
3. 上記の業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。なお、当事業年度における業績連動型株式報酬はありません。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会において、年額300百万円以内 (ただし使用人分給与を含まない。) と決議いただいております。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下の通り取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

① 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としております。

② 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、業績連動の非金銭報酬を株式給付信託とし、毎年決算時にポイントを計上しております。ポイントは業績指標を反映したものとし、経常利益の業績計画の達成度合いにより変動するものとしております。

③ 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み基本報酬のみとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については、第25回定時株主総会で取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と決議いただいております。その範囲内で代表取締役の原案を指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得ることとし取締役会にて決議することとしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役及び各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役坂本尚幸氏は、SCCコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役斉藤世司典氏は、株式会社オーバルマネジメント代表取締役及びオーバル税理士法人の代表社員であります。当社と両兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役渡辺剛氏は、NTS総合司法書士法人社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 坂本 尚幸	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。会社経営者としての見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 斉藤 世司典	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 渡辺 剛	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[1] 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

（基本的な考え方）

当社は、経営の透明性、健全性を実現、維持するためには、コンプライアンスを常に意識した経営を行うことが必要不可欠であり、役員・従業員が強い倫理観を持ちながら、よりよい企業風土、組織、制度を整備・確立し企業価値を高めていくことが、企業存続において最重要であると認識しております。

よって、経営上・組織上の決定事項、重要事項、戦略等の遂行・運用において常に法令及び定款を遵守すべく、取締役会はもとより監査等委員監査及び内部監査によるチェック体制及び稟議制度等により相互牽制機能を保ち、適法性を維持していくべきであると考えております。

1. 経営理念

食を通じて、人と地域社会をつなぐ企業へ 全てのお客様に喜んでもらい、「お客様」「社会」「社員」に必要とされる企業であり続ける

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範及び組織規程、職務権限規程、職務分掌規程において定められた責任及び権限に則り職務を遂行する。
- ② 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守することはもとより、経営理念を実現するために「行動指針」と「8つの使命」を定めて実践する。
- ③ 法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するため、「社内通報制度運用規程」を制定し、従業員の社内通報・連絡・相談窓口を設置・運用する。
- ④ 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- ⑤ 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査等委員会監査等基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- ⑥ 内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか定期的に監査を行い、取締役会に報告する。

- ⑦ コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 人事総務部は、取締役の職務の遂行に係る稟議書、取締役会等の意思決定に係る重要情報について、「稟議規程」「文書取扱規程」等に基づき、速やかに閲覧が可能な状態かつ適切な方法で保存・管理する。
- ② 当該情報に係る「稟議規程」「文書取扱規程」他諸規程については、必要に応じて適宜見直しを行い、改善を図る。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 総合的なリスク管理体制については、コンプライアンス委員会を定期的で開催しリスク管理全般について企画、検討、実行を行うほか、同委員会の下部組織としてリスク管理部会を設置し定期的で開催しており、業務プロセス上において重大なリスクが発見された場合は、コンプライアンス委員会へ具申することとする。
- ② 個別のリスク管理については、災害、事故、トラブル等に迅速に対応出来るよう、店舗、エリア、本部間の緊急連絡網を整備し、「危機管理マニュアル」を全店舗に備え付け、緊急時の対応に備えることとする。更に、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーに対し連絡、相談等が可能な体制としているほか、緊急事態対策室をコンプライアンス委員会内に発足させることとする。
- ③ 内部監査室が定期的にはリスク管理項目についての監査を行い、取締役会及び監査等委員に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ① 「取締役会規程」を遵守し、取締役は取締役会においてその業務執行に関して報告を行うことで相互に牽制・チェック体制を保ち、経営上の重要事項については企業倫理・コンプライアンスを意識して取締役会で決議する。
- ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項については、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確化するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ① 必要に応じ、人事総務部と内部監査室は監査等委員からの調査の委嘱を受け、監査等委員の職務を補助しており、職務の遂行上必要な場合、監査等委員が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示出来る体制とする。
- ② 監査等委員補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員補助使用人は取締役の指揮、命令を受けられないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会を中心に出席する。また、必要に応じて一切の社内会議に出席する権限を持つ。
- ② 監査等委員の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の諸問題や重大な法令・定款違反及び不正行為の事実など、緊急の案件が発生した場合には、遅滞なく監査等委員へ報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務を執行する上で発生する費用を請求した場合は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 社外取締役として、可能な限り企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ② 社長は、当社の対処すべき課題や監査上の課題について、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- ③ 監査等委員は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力に対して一切関係を持たずいかなる利益供与も行わないことを明記する。
- ② 適宜、外部機関を利用して取引先企業の情報調査を行い、反社会的勢力・団体に該当するかどうかのチェックを行う。

[2] 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 監査等委員出席の下、原則月1回定期的に取締役会を開催し、取締役は営業部門及び管理部門の業務執行に関して報告を行い、その報告内容について相互牽制を実施し、法令・定款に適合しているか確認を行っております。
- ② 各部門の部門長が出席し、原則週1回部門長会議を開催し、権限に基づいた意思決定の他、取締役会付議事項の内容検討、業績の進捗確認等の業務上の報告を行って情報の共有を図っております。
- ③ コンプライアンスへの意識向上や法令違反行為等の防止を図るため、適宜リスク管理部会及びコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守やリスク顕在化の有無などを審議・確認しております。
- ④ 監査等委員は、月1回の定例取締役会に出席し、経営上の重要事項についての報告を受けており、毎月1回定期的に監査等委員会を開催して監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。また、監査等委員の監査が実効的に行われるために、監査等委員は内部監査室と連携し内部監査室の監査内容の報告を受け、情報共有をする等連携強化に努めております。更に、監査等委員は会計監査人とも定期的に連携を取り、監査計画や監査報告などの報告を受け、また、社長との面談を適宜行い監査等委員監査の充実を図っております。

7 その他

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2021年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	2,007,886	1,596,585
現金及び預金	1,389,652	1,027,392
売掛金	22,433	5,394
店舗食材	420,185	401,546
貯蔵品	42,821	28,580
前払費用	112,069	111,379
その他	20,723	22,291
固定資産	4,437,376	4,499,378
有形固定資産	3,177,909	3,289,584
建物	2,156,637	2,126,373
構築物	476,029	488,121
機械装置	86,892	84,387
車両運搬具	1,704	3,541
工具器具備品	79,115	77,194
リース資産	7,140	2,410
土地	369,453	369,453
建設仮勘定	937	138,101
無形固定資産	55,998	60,508
借地権	22,433	22,433
ソフトウェア	30,084	34,593
その他	3,481	3,481
投資その他の資産	1,203,467	1,149,285
投資有価証券	27,061	30,075
敷金保証金	631,282	611,725
保険積立金	260,996	234,202
長期前払費用	84,001	75,888
繰延税金資産	196,834	190,328
その他	3,291	7,065
資産合計	6,445,262	6,095,964

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	2,797,962	2,583,878
買掛金	312,134	336,885
短期借入金	30,000	40,000
1年以内返済予定長期借入金	591,158	554,136
1年以内償還予定社債	480,000	380,000
リース債務	1,644	1,972
未払金	902,014	811,079
未払法人税等	125,549	188,380
未払消費税等	280,420	199,250
販売促進引当金	64,800	60,300
店舗閉鎖損失引当金	—	1,187
資産除去債務	—	1,551
その他	10,241	9,135
固定負債	1,733,172	1,733,786
長期借入金	972,351	821,009
社債	690,000	835,000
リース債務	5,791	681
資産除去債務	4,801	4,447
役員株式給付引当金	23,088	23,088
その他	37,141	49,559
負債合計	4,531,135	4,317,664
純資産の部		
株主資本	1,837,417	1,734,822
資本金	291,647	291,647
資本剰余金	306,942	306,942
資本準備金	272,747	272,747
その他資本剰余金	34,195	34,195
利益剰余金	1,310,837	1,208,193
利益準備金	400	400
その他利益剰余金	1,310,437	1,207,793
繰越利益剰余金	1,310,437	1,207,793
自己株式	△72,009	△71,959
評価・換算差額等	△1,648	1,284
その他有価証券評価差額金	△1,648	1,284
新株予約権	78,357	42,192
純資産合計	1,914,126	1,778,299
負債・純資産合計	6,445,262	6,095,964

損益計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	14,265,342	14,106,647
売上原価	3,804,007	3,684,216
売上総利益	10,461,335	10,422,431
販売費及び一般管理費	10,138,607	9,810,745
営業利益	322,728	611,685
営業外収益	89,610	88,421
受取利息配当金	3,504	4,071
賃貸収入	9,332	10,027
雑収入	76,772	74,322
営業外費用	38,229	38,020
支払利息	25,235	25,634
社債発行費	4,705	7,393
為替差損	—	24
雑損失	8,288	4,967
経常利益	374,109	662,086
特別利益	5,765	108
固定資産売却益	834	108
資産除去債務戻入益	4,931	—
特別損失	140,444	169,703
固定資産除却損	11,475	9,642
投資有価証券評価損	—	9,820
店舗閉鎖損失	2,813	6,070
店舗閉鎖損失引当金繰入額	12,240	2,461
減損損失	113,914	141,708
税引前当期純利益	239,430	492,491
法人税・住民税及び事業税	102,724	242,836
法人税等調整額	△5,224	△27,413
当期純利益	141,930	277,068

株主資本等変動計算書 (2020年2月1日から2021年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
2020年2月1日期首残高	291,647	272,747	34,195	306,942	400	1,207,793	1,208,193	△71,959	1,734,822
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△39,286	△39,286		△39,286
当期純利益						141,930	141,930		141,930
自己株式の取得								△49	△49
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	102,644	102,644	△49	102,594
2021年1月31日期末残高	291,647	272,747	34,195	306,942	400	1,310,437	1,310,837	△72,009	1,837,417

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年2月1日期首残高	1,284	1,284	42,192	1,778,299
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△39,286
当期純利益				141,930
自己株式の取得				△49
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,932	△2,932	36,165	33,232
事業年度中の変動額合計	△2,932	△2,932	36,165	135,826
2021年1月31日期末残高	△1,648	△1,648	78,357	1,914,126

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産

・店舗食材

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年～31年

構築物 10年～30年

また、定期借地権契約上の店舗の建物及び構築物については、その耐用年数が定期借地権契約期間を超えている場合は、定期借地権契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

販売促進引当金

顧客に発行した無料引換券の使用による費用負担に備えるため、使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,469,000株	－株	－株	2,469,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	48,624株	23株	－株	48,647

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が保有する当社株式35,000株が含まれています。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加23株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年4月28日開催の第27回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・配当金の総額	39,286千円
・1株当たり配当金額	16円
・基準日	2020年1月31日
・効力発生日	2020年4月30日

(注) 2020年4月28日開催の定時株主総会において決議された配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金560千円が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年4月28日開催予定の第28回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	39,285千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	16円
・基準日	2021年1月31日
・効力発生日	2021年4月30日

(注) 2021年4月28日開催予定の定時株主総会に付議する配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金560千円が含まれております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	2018年10月22日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	51,100株
新株予約権の残高	511個

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,578千円
未払事業所税	304千円
販売促進引当金	19,705千円
未払賞与	17,759千円
減価償却費	39,971千円
資産除去債務	33,949千円
減損損失	178,683千円
新株予約権	23,828千円
投資有価証券	2,986千円
その他有価証券評価差額金	720千円
その他	360千円
繰延税金資産小計	331,848千円
評価性引当額	△135,014千円
繰延税金資産合計	196,834千円
繰延税金資産の純額	196,834千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては財務経理部において定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債、長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,389,652千円	1,389,652千円	－千円
(2) 売掛金	22,433	22,433	－
(3) 投資有価証券	27,061	27,061	－
(4) 敷金保証金（※）	306,676	311,307	4,631
資産計	1,745,823	1,750,454	4,631
(1) 買掛金	312,134	312,134	－
(2) 短期借入金	30,000	30,000	－
(3) 1年以内返済予定長期借入金	591,158	602,356	11,198
(4) 1年以内返済予定社債	480,000	481,588	1,588
(5) リース債務（流動負債）	1,644	1,929	285
(6) 未払金	872,276	872,276	－
(7) 長期未払金（流動負債）	29,738	30,162	423
(8) 未払法人税等	125,549	125,549	－
(9) 未払消費税等	280,420	280,420	－
(10) 長期借入金	972,351	964,212	△8,138
(11) 社債	690,000	687,754	△2,245
(12) リース債務（固定負債）	5,791	5,500	△290
(13) 長期未払金（固定負債）	28,086	27,707	△379
負債計	4,419,149	4,421,592	2,442
デリバティブ取引	－	－	－

※資産除去債務相当額を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 敷金保証金

敷金保証金（返還時期が確定しているもの）については、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(6) 未払金、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年以内返済予定長期借入金、(4) 1年以内返済予定社債、(5) リース債務（流動負債）、(7) 長期未払金（流動負債）、(10) 長期借入金、(11) 社債、(12) リース債務（固定負債）、(13) 長期未払金（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度（2021年1月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額等のうち1年超 （千円）	時価 （千円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	207,500	107,500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
敷金保証金	250,948

(注) 敷金保証金の一部については、残存期間を特定出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4) 敷金保証金」には含めておりません。

- 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,389,652	－	－	－
売掛金	22,433	－	－	－
敷金保証金	24,861	107,955	105,779	68,078
合計	1,436,947	107,955	105,779	68,078

(注) 敷金保証金の一部については、残存期間を合理的に見込むことが出来ないため、上表に含めておりません。

- 長期借入金、社債、リース債務及び長期未払金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	396,526	308,312	205,013	62,500	－
社債	205,000	160,000	110,000	215,000	－
リース債務	1,729	1,819	1,913	328	－
長期未払金	16,506	5,300	4,171	2,107	－
合計	619,762	475,432	321,098	279,935	－

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

8. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 758円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 58円64銭

(注) 「株式給付信託（BBT）」制度に関する資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

（取締役に対する株式給付信託（BBT）の導入）

当社は、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、2018年6月25日より、当社取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く）に対して、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従い、受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。

当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、51,800千円、35,000株であります。

なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗の休業や営業時間の短縮等により来客数が減少し、業績に影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の収束時期等を正確に予測することは困難な状況であります。政府の経済対策やワクチン接種の期待を背景に緩やかに回復していくことが予測されます。

当社では、現状の感染状況を踏まえ、徐々に状況は改善するものの、2022年1月期の上半期まで一定程度の影響は残ると仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月25日

株式会社丸千代山岡家
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市
指 定 社 員 公認会計士 北倉 隆一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 島 貫 幸 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸千代山岡家の2020年2月1日から2021年1月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月29日

株式会社 丸千代山岡家 監査等委員会

監査等委員(社外取締役) 坂本 尚幸 ㊞
監査等委員(社外取締役) 斉藤 世司典 ㊞
監査等委員(社外取締役) 渡辺 剛 ㊞

以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

定時株主総会会場ご案内図

会場

ロイトン札幌 3階「ロイトンホール」

札幌市中央区北1条西11丁目1番地 TEL (011) 271-2711

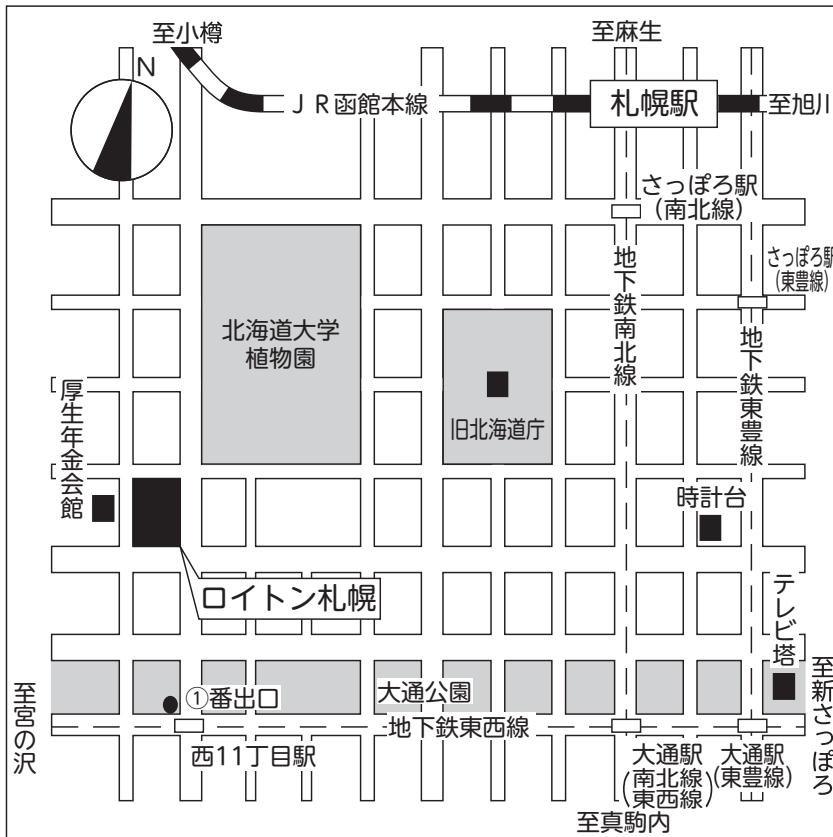
交通

J R | **A** 札幌駅

| 札幌駅からタクシー約5分

地下鉄 | **B** 東西線 西11丁目駅下車

| ①番出口左折徒歩約3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。